

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

南あわじ市長 守本 憲弘

市町村名 (市町村コード)	南あわじ市 (28224)	
地域名 (地域内農業集落名)	志知南 (志知南)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年4月1日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地域では、主に玉ねぎ、レタスなどを栽培している。ほ場整備を実施中であるが、後継者不足及び現耕作者の高齢化により今後の地域営農形態は不透明な部分がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

当地域では、ほ場整備を通じて農業の効率化に取り組み、玉ねぎ、レタスなどの高収益作物を中心に営農に取り組んでいく。今後は担い手の高齢化に備え、地域内外問わず新たな担い手を確保することを検討し地域としての農業の在り方を検討していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	6.1 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	6.1 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	0 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

区域内の農地とする。(区域は添付の図面のとおり)

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
ほ場整備を通じて担い手への集積が進んでいるが、地域計画の見直しを通じて、規模拡大意向のある担い手に農地をさらに集積していく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
法改正に伴い、利用権設定の期間満了となった農地から農地中間管理機構へ農地を預けていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
地域内の基幹農地については、現在基盤整備が進行中である。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内の担い手育成、集落営農の検討、他地域からの担い手の受け入れなど、多様な経営体の確保や育成の体制を構築できるよう努める
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
より効率的な農業が実現できるよう農業支援サービス等の利用について、積極的に検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①鳥獣被害の状況を地域で共有し、被害の低減に向けた方法を模索していく。
 ⑦ほ場整備後の用排水路の保全管理についてルール化を進めていく。